

障害者優先調達推進法施行に伴う調達方針の策定について

1 趣旨

平成25年4月1日から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。それに伴い、10月から本市における「調達方針」を策定し、区局において障害者就労施設等からの物品及び役務の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に向けて取り組みます。

2 法律の概要

国等の公的機関が物品やサービスを調達する際、**※障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者就労施設等における受注機会を確保するために必要な事項（努力義務）等を定めています。**

【主な努力義務】

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めること。

公契約において、**障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めること。**

※「障害者就労施設等」とは

- ① 障害福祉サービス事業所等（障害者総合支援法に基づく事業所・施設等）
- ② 障害者を多数雇用している企業（障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所）
- ③ 在宅就業障害者等

◎地方公共団体等における責務

- (1) 調達方針の策定・公表
- (2) 調達方針に即した調達の実施
- (3) 調達実績の取りまとめ・公表

◎国・独立行政法人等における責務

- (1) 基本方針の策定・公表（閣議決定）
- (2) 調達方針の策定・公表（各省庁の長等）
- (3) 調達方針に即した調達の実施
- (4) 調達実績の取りまとめ・公表等

3 スケジュール

- 25年4月～ 財政局と庁内プロジェクトを立ち上げ、課題の共有及び市の調達方針策定に向けた議論（7月までに計3回実施）
- 25年8月 障害者就労施設等の情報収集
- 25年9月 市会常任委員会、関係課長会等
- 25年10月 市調達方針策定・公表、内部周知・啓発（庁内報等）
- 25年10月～ 調達実績の取りまとめ準備、次年度の調達方針に向けた検討

4 調達方針（案）

別紙のとおり

横浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針(案)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「調達方針」という。）を定め、本市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る。

1 目的

横浜市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」）の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

なお、この調達方針における「区局等」とは、横浜市事務分掌条例（昭和 26 年横浜市条例第 44 号）第 1 条に掲げる統括本部及び局、区役所、消防局、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、議会局、水道局、交通局並びに病院経営局をいう。

3 適用範囲

本調達方針は、区局等に適用する。

4 調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は以下のうち、物品等の調達が可能な施設とする。（所在地又は住所が本市内にある施設等とする。）

- (1)障害者支援施設
- (2)地域活動支援センター
- (3)障害者福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4)障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5)障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6)障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7)在宅就業障害者
- (8)在宅就業支援団体

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進にあたっては、本市の調達に関する他の施策との調和を図りつつ、単年度ごとに当該年度の調達目標を定めた調達方針を作成し、総合的かつ計画的に推進する。

- (2) 障害者就労施設等から提供可能な物品等の内容等については、施設からの情報を集約し、区局等に対して必要な情報提供を行う。
- (3) 区局等の調達において、障害者の就業を促進するために必要な措置については今後検討する。

6 調達目標

調達目標を次のとおり定める。

- (1) 区局等の物品等の調達においては、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、分野・品目を限定することなく調達するよう努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しを行ったときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については概要をとりまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

8 策定日

平成 25 年 10 月 1 日